2．基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その１　６０か月～３２か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車					35,390	34,600	33,790	32,990	32,180	31,380
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車					18,860	18,500	18,140	17,770	17,400	17,040
軽自動車	検査対象車				30,840	30,170	29,490	28,800	28,120	27,440
	検査対象外車		25,130	21,280		17,350				
原動機付自転車			15,600	13,580		11,520				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車					10,930	10,770	10,620	10,460	10,310	10,150
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ハ) その他 b 小型二輪自動車				21,750	21,310	20,870	20,430	19,990	19,540
	(ハ) その他 c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車	31,580	26,490		21,300				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			5,160	5,150		5,140				

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その２　３１か月～２４か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車			30,580	29,770	28,970	28,170	27,360	26,560	25,750	24,950
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの							96,740	93,170
		最大積載量が２トン以下のもの							65,870	63,500
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの							68,020	65,580
		最大積載量が２トン以下のもの							44,380	42,850
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用								42,640	41,180
	自家用								23,860	23,130
小型二輪自動車			16,670	16,310	15,940	15,580	15,210	14,840	14,480	14,110
軽自動車	検査対象車		26,750	26,070	25,390	24,700	24,020	23,340	22,650	21,970
	検査対象外車									13,350
原動機付自転車										9,420
大型特殊自動車及び小型特殊自動車									11,420	11,170
緊急自動車			10,000	9,840	9,690	9,530	9,380	9,220	9,070	8,910
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車								9,960	9,770
	(ロ) 教習用自動車								9,960	9,770
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								33,200	32,100
	(ハ) その他 b 小型二輪自動車		19,100	18,660	18,220	17,770	17,330	16,890	16,450	16,010
	(ハ) その他 c 軽自動車	検査対象車							16,450	16,010
		検査対象外車								16,000
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車									5,100	5,100
検査対象外被けん引軽自動車										5,120

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。